宇多津町長 殿

申請年月日 令和 年 月 日

宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付申請書

宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな				生年月日			
氏名				年	月	日	
住所	〒 –	電話番号					
メールアドレス							

2 補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

世帯区分		単身世帯		2人以上の世	世帯					
2人以上世帯の場合は同時に移住し た家族の人数 (1の申請者は含まない)					左記の家族の人数のうち 18 歳未満 の者の人数			人		
補助金の種類		就業 (一般)		就業 (専門人材)		テレワーク		関係人口		起業

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「補助金の交付申請に関する誓約事項」 に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「宇多津町移住支援事業に係る個人情報 の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、宇多津町に居住 する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する 意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を 担う者との関係	A 3親等以内の親 族に該当しない	B 3親等以内の親 族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 宇多津町への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令 である
(関係人口の場合のみ記載) 宇多津町の【支給対象者となる関係人口要件】 に該当する。	A 該当する	B 該当しない
(関係人口の場合のみ記載) 宇多津町の【地域の労働力及び担い手確保の要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない

[※] 各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転出元の住所				
住所				
5 (東京 23 区の在勤者に該当	省する場合のみ記載)東京 23 区への	在勤履歴		
期間 (年月日~年月日)	就業先名称	就業先所在地		
助金の支給対象とならない場合がる とは異なる都道府県において雇用化				
期間 (年月日~年月日)	通学先名称	通学先所在地		
7 (テレワークによる移住者	のみ記載)移住後の生活状況			
勤務先部署				
所在地	=			
勤務先部署に行く頻度	週・月・年 回程度 / 行	くことはない / その他()		
勤務先部署からの通勤手当の支約	合の有無	有 · 無		

宇多津町東京圏移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宇多津町東京圏移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、宇多津町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を 返還します。
- (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
- (2) 補助金の申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合:全額
- (3) (就業の場合) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合:全額
- (4) 宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解 決型) 交付要領に基づく交付決定を取り消された場合:全額
- (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合:半額
- 4 補助金の支給を受けた後に実施される宇多津町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
 - ※ 報告の求めに応じない場合は、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第1号 別紙2 (第5条関係)

宇多津町東京圏移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

香川県及び宇多津町は、宇多津町東京圏移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及び宇多津町は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において 実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町 村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。